

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	11	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	その他（国民健康保険税）		
要望項目名	国民健康保険税の軽減判定所得の見直しの検討		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国民健康保険税の軽減判定所得。</p> <p>・特例措置の内容 国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを検討する。</p> <p>（軽減判定所得の判定基準（2割軽減）は、住民税の非課税基準に基づき算定しており、当該基準の見直しが行われた場合、軽減判定所得の判定基準も見直すこととなる。）</p>		
関係条文	地方税法施行令第56条の89第1項及び第2項		
減収見込額	(初年度)	()	(平年度) () (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性 軽減判定所得の判定基準（2割軽減）は、住民税の非課税基準に基づき算定しており、当該基準の見直しが行われた場合、軽減判定所得の判定基準も見直す必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	住民税の非課税基準が見直された場合、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うこと。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	軽減判定所得の判定基準（2割軽減）は、住民税の非課税基準に基づき算定しており、当該基準の見直しが行われた場合、軽減判定所得の判定基準も見直す必要がある。

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成10年度以降、軽減判定所得の算定基準は現行と同様である。